

女性活躍推進法に基づく認定制度

- 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができる。

<認定の段階>

※法施行前からの実績の推移を含めることができる

1段階目



●下表に掲げる5つの評価項目のうち**1つ又は2つ**の基準を満たし、その実績を**厚生労働省のウェブサイト（※）に毎年公表**していること。

●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上継続してその実績が改善していること。

●下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

2段階目



●下表に掲げる5つの評価項目のうち**3つ又は4つ**の基準を満たし、その実績を**厚生労働省のウェブサイト（※）に毎年公表**していること。

●満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上継続してその実績が改善していること。

●下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

3段階目



●下表に掲げる5つの評価項目の**全て**を満たし、その実績を**厚生労働省のウェブサイト（※）に毎年公表**していること。

●下記★印に掲げる基準を全て満たすこと。

★事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。

★定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。

★女性活躍推進法及び女性活躍推進法に基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

(※)厚生労働省のウェブサイトとは厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準

評価項目	基準値(実績値)
1 採用	男女別の採用における競争倍率(応募者数／採用者数)が同程度(※)であること ※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと
2 繼続就業 (右記 i)又は ii) を満たすこと	i)「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること ii)「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること
3 労働時間 等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること
4 管理職比 率 (右記 i)又は ii) を満たすこと	i)管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること ii)直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること
5 多様な キャリアコー ス	直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用